



令和6年7月26日

「せたがやホッと子どもサポート」について

世田谷区では、子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため、区長と教育委員会共同設置の附属機関として「せたがやホッと子どもサポート」を設置しています。子どもや保護者等からの相談を受け、助言や支援を行うとともに、必要に応じて、関係機関に協力を求めながら、調査・調整等を行っています。

1 セタがやホッと子どもサポート「せたホッと」

「せたホッと」は平成25年7月に相談事業を開始し、これまで子どもや保護者からの相談は累計3,000件を超えた。3名の子どもサポート委員（弁護士1名、大学教授2名）と、臨床心理士等の専門資格を持った相談・調査専門員5名が、丁寧に子どもの声を聴き、日々子どもの最善の利益を考え、子どもの権利救済活動に努めている。



マスコットキャラクター なちゅ

2 概要

- (1) 対象 区内在住、在学、在勤、又は区内施設に通所している18歳未満の子どもの権利侵害について（保護者、関係者からの相談も可）
※18歳又は19歳で高等学校等に在学等している者も対象
- (2) 相談時間 月曜～金曜：午後1時～午後8時 土曜：午前10時～午後6時
（日曜、祝・休日、年末年始は休み）
- (3) 相談方法

ホッと にきゅうさい

○電 話：0120-810-293〔フリーダイヤル〕

○メー ル：区のホームページから「せたがやホッと子どもサポート」のページを開き、メール相談フォームに相談内容等を入力し送信

○は が き：区内小・中学校及び図書館、児童館などで配布

○F A X：03-3439-6777

○そ の 他：手紙、面接による相談も可

- (4) 所在地 子ども・子育て総合センター3階（宮坂3-15-15）

3 特徴

子どもにとって身近な相談機関

- ・令和5年度新規相談件数300件のうち、子どもからの相談は203件（約67%）。その相談方法は、上位より「はがき86件」、「電話58件」、「メール52件」と続き、スマートフォンを持たない子どもからののはがき相談が多い。
- ・区内の小・中学生の「せたホッと」の認知度は、小学校低学年44.8%、小学校高学年77.7%、中学生74.2%（令和5年10月実施の区内小中学生アンケートより）

◎問合先 子ども・若者支援課 電話03-5432-5244